

北海道医療大学「看護福祉学部紀要」規程

北海道医療大学看護福祉学部
紀要委員会

北海道医療大学「看護福祉学部紀要」(以下「紀要」と称する)は、本学看護福祉学部教員の研究活動の一環として設けられたものであり、学術研究の発展と教育の向上をはかることを目的とする。

【投稿者および投稿論文の受理】

1. 投稿論文の筆頭著者は本学部専任教員でなければならない。
2. 投稿論文は、他誌に未掲載のものでなければならない。また、紀要に掲載された（あるいは掲載予定）論文等の他誌への投稿を認めない。論文の著作権は紀要委員会に帰属するものとする。
3. 投稿論文は和文または英文とし、筆頭著者として投稿できる論文数は1人2論文までとする。なお、論文の種別は、論文、総説、報告、資料、その他とし、投稿時に種類別を明記する。
4. 投稿予定者は、紀要委員会作成の投稿予定申込用紙を指定の期日までに提出するものとする。
5. 投稿者は、原稿と必要書類を定められた締切日迄に紀要委員会へ提出するものとする。なお、郵送による場合は、期限当日の消印を有効とする。
6. 掲載料等については、記載される本文、図および表が要領に定める制限範囲内の場合には、原則としてこれを徴収しない。ただし、写真、制限をこえる本文や図・表および別刷については、印刷実費を徴収する。

【発行および編集】

1. 紀要是年1回発行とする。
2. 紀要の編集者は紀要委員会とする。

【発行者および発行日】

1. 紀要の発行者は看護福祉学部長とする。
2. 紀要の発行日は12月20日とする。

【紀要委員】

1. 紀要委員は、各学科等から選出し、定員は6名以内とする。
2. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。各学科等で委員が任期未了で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

【紀要委員長】

1. 紀要委員会に委員長を置く。
2. 委員長は紀要委員による互選とする。委員長選出の会合は前年度の委員長が召集し議長を務める。
3. 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。委員長が任期未了で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
4. 委員長は、紀要委員会の招集、原稿のとりまとめ、印刷会社との折衝などにあたる。

【紀要委員会】

1. 紀要委員会は委員長が召集し、議長を務める。
2. 紀要委員会は委員3分の2以上の出席により成立し、議決は過半数とする。
3. 紀要委員会は、紀要の刊行計画を立案し、投稿論文の受理、掲載論文の決定、論文の校正などにあたる。また、紀要の規程・内規・原稿作成要領の改正などにもあたる。

【原稿の作成・校正】

1. 原稿の作成は別に定める原稿作成要領に従う。
2. 校正は原則として初校までとし、再校および3校は紀要委員会の責任で行う。

【改正等】

1. 本規程の改正等については、紀要委員会の議を経て看護福祉学部教授会に報告し、承認を得るものとする。

- 付則 この規程は平成12年9月6日より施行する。
- 付則 この規程は平成14年8月1日より施行する。
- 付則 この規程は平成16年9月21日より施行する。
- 付則 この規程は平成16年12月21日より施行する。